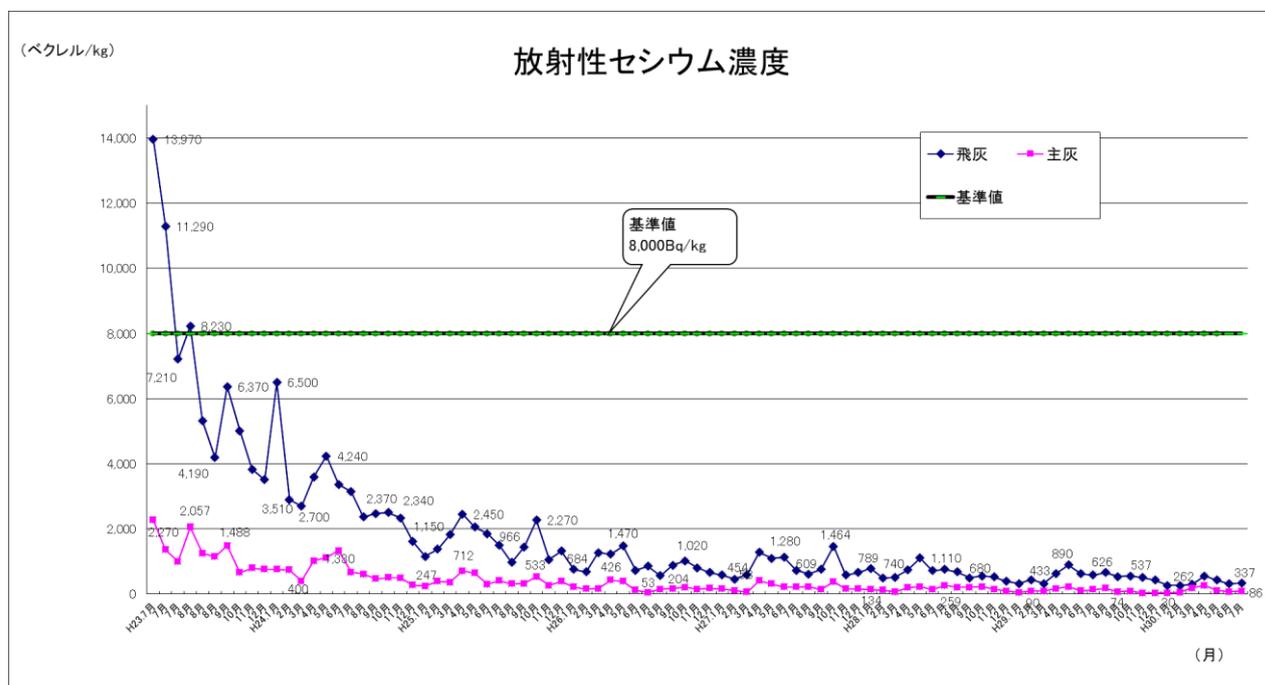


印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- ・焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）



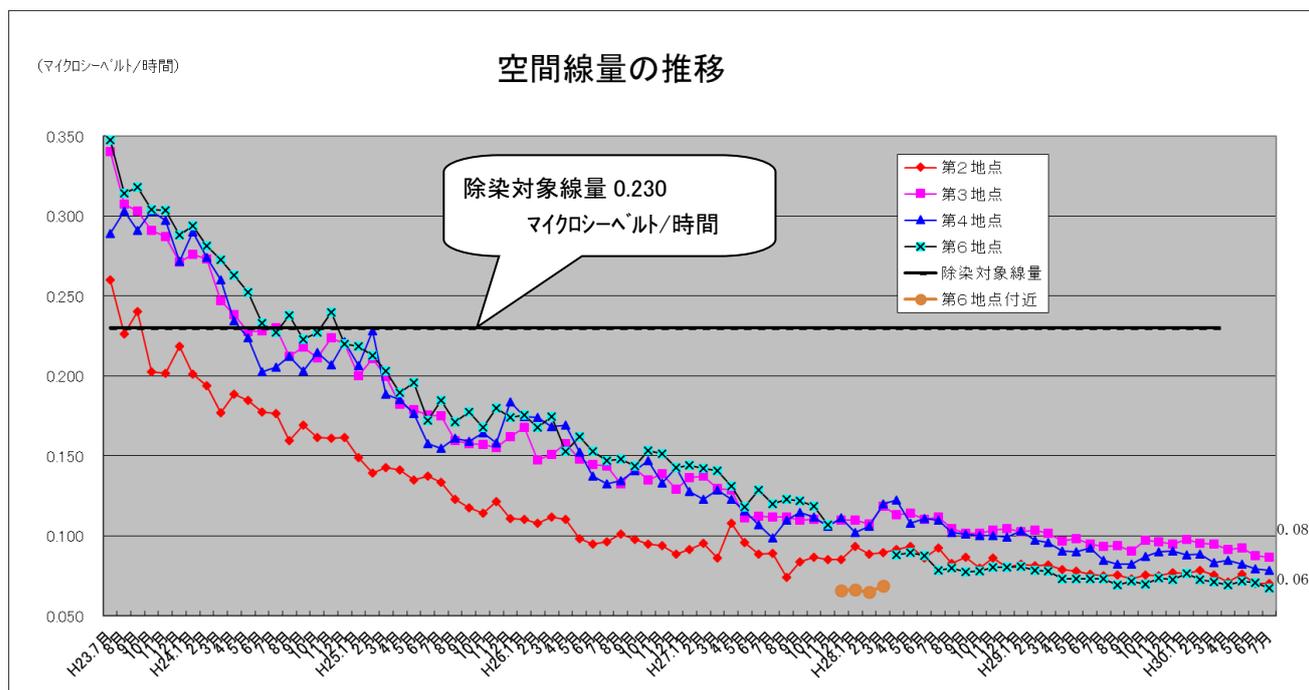
- ・排ガス中の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）

測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
平成30年7月	2号炉	ろ紙部	不検出	2 (134又は137)
		ドレン部	同上	同上
	3号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上
平成30年6月	1号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上
	3号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上

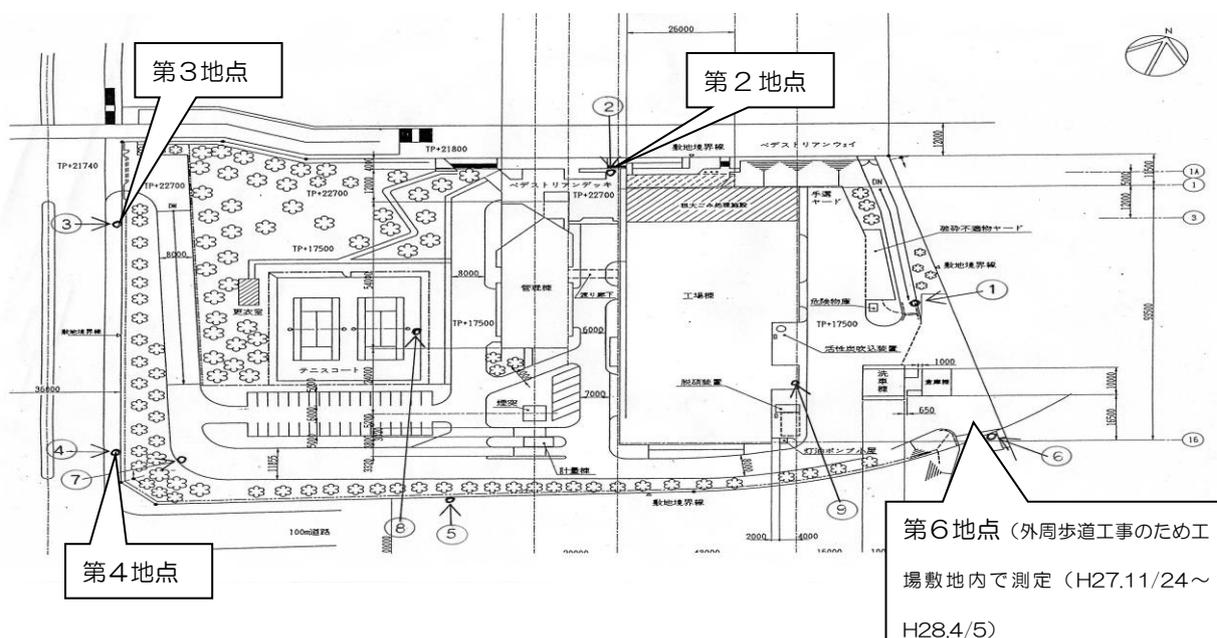
2 空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

- 敷地境界4地点の空間線量月平均値（地上高 100cm）



(測定位置図)



3 焼却灰（主灰・飛灰）の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、民間処理業者へ搬出・資源化（飛灰は全量）と印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

基準値を超えた飛灰（平成 23 年 7 月、8 月発生の指定廃棄物）は 130 t あり、ドラム缶（252 缶）・フレコンバッグ（120 袋）に入れて一時保管しています。この指定廃棄物は国が処分するものです。

(平成30年度：7月末現在)

区 分	搬 出 先	計画処理量	処 理 量
主 灰 (燃えがら)	印西地区一般廃棄物最終処分 場で埋立処分	1,292 t	569 t
飛 灰 (ばいじん)	印西クリーンセンターで一時 保管	—	基準値超(指定廃棄 物)：約130 t
主灰と飛灰 の混合灰	民間処理業者へ搬出・資源化 (ツネイシカムテックス(株)：埼玉県) ※主灰対飛灰=6対4	4,206 t (主灰 2,524 t、 飛灰 1,682 t)	1,464 t (主灰 878 t、 飛灰 586 t)
		<ul style="list-style-type: none"> ・4月 300 t (主灰 180 t、飛灰 120 t) ・5月 445 t (主灰 267 t、飛灰 178 t) ・6月 287 t (主灰 172 t、飛灰 115 t) ・7月 432 t (主灰 259 t、飛灰 173 t) 	

議事（２） 次期中間処理施設整備事業の進捗について

1. 建設予定地用地買収等の状況（平成30年8月末日時点）

（1）用地買収

- ・買収予定面積 26,125㎡（33筆）
- ・買収済面積 12,200㎡（22筆）
- ・買収率 46.7%（66.7%）

（2）物件補償（井戸、立竹木）

- ・補償進捗率36.6%

2. アクセス道路関係

- ・測量：確定測量を施工中
- ・予備設計A：ルートを中心線を決定する。（完了）
- ・予備設計B：用地幅や杭位置を決定する。（施工中）

3. 埋蔵文化財調査業務

- ・2か年の継続事業で行う計画で、現在、発注に向けて印旛郡市文化財センターと協議中

議事（３） ごみ処理基本計画の策定状況について

（平成30年8月末日時点）

1. 検討委員会

- ・4回開催（うち1回は、先進地視察）

2. 開催内容等

- ・現計画期間のごみ処理量等の把握
- ・課題整理（分析）
- ・住民、事業者へのアンケート調査
- ・施策、アクションプラン等の検討

ICC-20180901-議題

回答は文書で

01-環境省は指定廃棄物の指定解除のルールの特

平成 30 年度第 1 回環境委員会における『環境省は指定廃棄物の指定解除のルールを定めた。(「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016 年 04 月 28 日)

千葉県内では指定廃棄物を保管する十市(柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市、平成 28 年 7 月 22 日現在)のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定を実施、指定廃棄物の指定解除の通知書の交付を受けた。

(1)その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。

(2)2018 年 1 月 12 日、秋山柏市長と、本郷谷松戸市長・井崎流山市長・星野我孫子市長・板倉印西市長の連名で、国(中川環境大臣)に対し要望書を提出したが、その後の進捗はあったか。

東京電力福島第一原発事故で汚染された指定廃棄物について、環境省の担当者が 3 月 17 日、県内最多の約 1064 トンを一時保管する柏市を訪れ、市内 3 カ所(市清掃工場「北部クリーンセンター」のほか、市第二清掃工場「南部クリーンセンター」と市最終処分場で保管)の保管場所のうち市清掃工場「北部クリーンセンター」周辺の一つの町会の住民に国の取り組み状況などを説明した。国が市民に直接説明するのは、処分場(長期管理施設)候補地の千葉市を除き、県内 9 市の保管自治体では初めて。18 日も別の町会の住民に国が説明した。印西市では開催しないのか? (3)指定解除に向けて測定を行うことは予定されているか?』への回答があったが、その後の状況の変化はあったか?

(4)入替の件は、今年度検討を行うのか?

02-水銀対策の必要性

平成 30 年度第 1 回環境委員会における『(1)平成 29 年度第 3 回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)に記載の追加の説明(図示)を求める。(2)水銀の常時監視に関する方針は決定したか。』への回答は、『(1)今回の環境委員会会議録に昨年説明済みの水銀自動計測器のイメージ図を添付できるように事務局へ依頼します。(2)昨年の環境委員会でも回答していますが、水銀自動計測器は設置場所及び予算の面でも難しいため、外部の専門検査機関へ測定を依頼しています。』で、会議録にイメージ図が添付されていた。

水銀自動計測器の採用しないことは組合としての決定か?

03-表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法

平成 30 年度第 1 回環境委員会における『協定書等に関する調査の進捗状況は?』に対する回答は『大気汚染防止法平成 30 年 4 月 1 日より、当クリーンセンターのような焼却施設は水銀排出基準が 50 µg/Nm³ となりました。本協定書における規制値は過去に実施している重金属測定内の測定値を勘案するとともに、組合内で模索している段階です。』という的外れな内容である。協定書に記載する内容に関する調査の進捗についての状況を問うものであり、きちんとした回答を求めるものである。

04-一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録(2018 年 7 月 26 日公開)

印西地区環境整備事業組合の一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録が 2018 年 7 月 26 日にホームページに

公開された。

平成30年度第1回環境委員会における『(1)焼却日数は掲載されているが、焼却日を追加されたい。(操業報告と同様に)(2)脚注に「最少とは焼却炉の立上げ又は立下げ日のため焼却量は通常より少なくなります。」とあるが、該当日のデータが開示されていないので、開示されたい。』への回答は「(1)環境委員会の資料には焼却日も記載していますが、HPではスペースの制約があることから焼却日数のみを記載していますので、ご理解をお願いいたします。(2)焼却炉の立上げ又は立下げ日の焼却量は24日間に満たないため、通常の1日よりも少なくなります。(最少表示)」という理由にならないことを記載している。このような回答を記載するのはいかなるものか。

また、平成30年4月1日から規制対象となった「水銀」が含まれていないのはいかなる理由か？

(東京二十三区清掃一部事務組合では一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録に「全水銀」として表示している)

05 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録(排ガス)が更新されない理由は？

平成30年度第1回環境委員会における『2018年7月25日 組合ホームページで、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録が公表された。公表内容は、焼却量、燃焼ガス温度、集塵器入口温度、窒素酸化物濃度、二酸化硫黄濃度、塩化水素濃度、一酸化炭素濃度、ばいじんである。しかし、組合ホームページで「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録(排ガス)」は更新されていない。「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録(排ガス)」が更新されない理由はいかなる理由か？また、当該日から3年を経過する日まで公表するとされているが、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録は、平成27年度から平成29年度の3年分しかないのはいかなるものか？参考までに、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録に関しては、廃棄物処理施設情報の透明性を確保し、同施設に対する国民の安心感・信頼感を得ることを目的として、廃棄物処理施設の設置許可等を受けた者及び届出に係る管理者を対象に、施設の維持管理に関する計画の公表及びこれまで記録しなければならないこととされていた施設の維持管理の状況に関する情報の公表が義務化された(法第8条の3第2項、法第9条の3第6項、法第15条の2の3第2項)。廃棄物処理施設の設置者又は管理者が公表しなければならない維持管理に関する情報は、法第8条の4等の規定により記録し、備え置かなければならないこととされている事項と同様の事項とし、当該事項の結果の得られた日等の属する月の翌月の末日までに公表し、当該日から3年を経過する日まで公表することとした(規則第4条の5の2、第4条の5の3等)。

公表方法は、インターネットその他の適切な方法により公表することとされており、幅広い関係者が当該情報にアクセスできるようにするという視点からは、原則としてインターネットを利用する方法が望ましいこと。ただし、連続測定を要する維持管理情報について、インターネットでの公表が困難な場合に、求めに応じてCD-ROMを配布することや、紙媒体での記録を事業場で閲覧させることなどについては、「その他の適切な方法」による公表に該当するものであるとされた。参考のため、東京二十三区清掃一部事務組合では一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録として下記の2種類である。(ダイオキシン類は別途公表している)

(1)連続測定器の測定結果：ごみ焼却量、燃焼室ガス温度、集じん器入口ガス温度、排ガス中の一酸化炭素濃度(煙突)(O₂ 12%換算)

(2)第三者機関による定期測定結果：ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、全水銀』という質問への回答が「(1)平成30年度第1回環境委員会にて報告後、公表いたします。(2)平成27年度から今年度(30年度)まで記載していますので、3年分を経過して公表しています。」であるが、回答は法令に違反する行為で、許されるものではない。なぜ、このような事態が起こるのか。

06-平成30年度印西地区ごみ処理実施計画

平成30年度第1回環境委員会における『(1)平成30年度印西地区ごみ処理実施計画は6月9日でも組合ホームページで公開されないのはいかなる理由か？(2)平成28年度第2回印西クリーンセンター環境委員会の議事録に、「組合ホームページの掲示が2016年05月17日と遅い理由は？という疑問への回答が記載されており、組合側とも協力しながら実施していきたいと考えています」との回答があり、平成29年度印西地区ごみ処理実施計画は組合ホームページに4月19日掲出された。』への回答は『今年度、人事異動による担当者の変更があり、短時間ではありますが事務事項の引継は行いましたが、年々増加する事務量に対し一部分の引継しかできなかった状況です。またこの4月から新たに業務として加わった「ごみ処理基本計画」の作成業務も始まり、そちらに気を取られたことも遅延した要因と考えます。』という理由にならないことを述べている。謝罪の言葉さえ記載されていない。なぜこのようなことが許されるのか。

07-工事完了と引渡性能試験の結果の件

平成30年度第1回環境委員会における『印西クリーンセンター基幹的設備改良工事「引渡性能試験」における試験項目の結果報告が2018年5月8日 組合ホームページに掲載された。(1)なぜ、4月初旬に掲載されないのか？(2)掲載内容で、排ガスの基準値が通常の数値と異なっているのはいかなる理由か？(少なくとも、3号炉の協定値を掲載の数値に変更すべきではないかと思う)』に対する回答は、『(1)正式な報告書としては3月末日で、その後の事務手続きに時間を要してしまったためです。(2)排ガスの基準値は基幹改良工事実施設計仕様書の数値となります。協定値を変更するには「公害防止に関する協定書」第15条の協議うえ変更になります。』で、的外れの回答であり、あまりにもひどい内容である。なぜこのようなことが許されるのか。

番号	試験項目	基準値	試験結果	判定
2	排ガス①			
	ばいじん	0.02 g/m ³ 以下 (1h 平均値)	0.001 g/m ³ 未満	合格
	硫黄酸化物(SO _x)	20 ppm以下 (1h 平均値)	0.7 ppm	合格
	塩化水素(HCl)	25 ppm以下 (1h 平均値)	8.8 ppm	合格
	窒素酸化物(NO _x)	65 ppm以下 (1h 平均値)	48 ppm	合格
	ダイオキシン類	0.5 ng-TEQ/m ³ 以下	0.018 ng-TEQ/m ³	合格
一酸化炭素(CO)	100 ppm以下 (1h 平均値)	最大9 ppm未満 (1h 平均値)		合格
	50 ppm以下 (4h 平均値)	9 ppm未満 (4h 平均値)		合格

区分	単位	規制値	協定値	定量下値	測定値(CO, 12%換算値)			備考 【測定方法】
					1号炉	2号炉	3号炉	
ばいじん	g/m ³	0.08	0.03	0.001				JIS Z-8808
硫黄酸化物(SO _x)	ppm	1900	50	1				JIS K-0103
窒素酸化物(NO _x)	ppm	250	120	10				JIS K-0104
塩化水素(HCl)	ppm	430	80	10				JIS K-0107

※ NDは定量下値未満を示しています。

08-環境委員会だよりの掲出が遅れている理由

平成30年度第1回環境委員会における『組合ホームページの「環境委員会だより」の「3)環境委員会報

告」に、「会議録」、「操業状況」、「環境測定結果」、「その他の資料」に掲出されないのはいかなる理由か?』への回答は『今年度、人事異動による担当者の変更があり、短時間ではありますが事務事項の引継は行いましたが、年々増加する事務量に対し一部分の引継しかできなかった状況です。またこの4月から新たに業務として加わった「ごみ処理基本計画」の作成業務も始まり、そちらに気を取られたことも遅延した要因と考えます。』という理由にならないことを述べている。

さらに、平成30年度第1回環境委員会の会議録等は平成30年8月10日に配布されたが、平成8月17日現在、組合ホームページの「環境委員会だより」には掲出されていないのは、いかなる理由か。速やかに掲出されたい。

09-操業報告などの資料の配布遅延の理由

平成30年度第1回環境委員会における『組合は環境委員会用資料を環境委員会住民側打ち合わせ開催日(環境委員会の約2週間前の日曜日)の金曜日までに配布することになっているが、6月9日現在配布されていないのはいかなる理由か?』に対する回答は『今年度、人事異動による担当者の変更があり、短時間ではありますが事務事項の引継は行いましたが、年々増加する事務量に対し一部分の引継しかできなかった状況です。またこの4月から新たに業務として加わった「ごみ処理基本計画」の作成業務も始まり、そちらに気を取られたことも遅延した要因と考えます。』という理由にならないことを述べている。謝罪の言葉さえ記載されていない。なぜこのようなことが許されるのか。

10-機能検査と精密機能検査の実施状況

平成30年度第1回環境委員会における『廃掃法施行規則において、市町村は、以下の点検・検査を行うこととされている。

<機能検査(第4条の5第1項第14号)>

市町村は、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査を行うこととされており、「廃棄物処理の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」(昭和46年10月25日付け環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知。以下「昭和46年厚生省課長通知」という。)により、同検査の実施頻度は年1回以上とされている。(参考のため、一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視<結果に基づく勧告>2016年03月01日公表に収載の「表2-(2)-イ-⑦機能検査、精密機能検査及び機能診断調査の位置付け等」を添付した)

<精密機能検査(第5条)>

市町村は、施設の機能を保全するため、施設の機能状況、耐用の度合等について精密な検査(精密機能検査)を行わなければならないとされており、昭和46年厚生省課長通知により、同検査の実施頻度は3年に1回以上とされている。

また、精密機能検査は、「一般廃棄物処理施設精密機能検査要領」(「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日付け環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知別紙4))において、「定期的に施設の概要、運転管理実績、設備・装置等の状況等を調査し、これらの結果と維持管理基準及び設計基準とを比較して、処理負荷及び処理機能を検討するとともに、設備・装置・機器類の状況を検査し、必要な改善点を指摘する」として、検査の細目が定められている。

組合における機能検査と精密機能検査のこれまでの実施状況と今後の実施予定を報告されたい。」への回答は回答にならないことを述べている。なぜこのようなことが許されるのか。

表2-(2)-イ-⑦ 機能検査、精密機能検査及び機能診断調査の位置付け等

区分	機能検査	精密機能検査	機能診断調査
根拠法令	廃掃法施行規則第4条の5第1項第14号	廃掃法施行規則第5条	
条文	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい塵及び水質に関する検査を行うこと。	ごみ処理施設及びし尿処理施設の管理者は、これらの施設の機能を保全するため、定期的に、その稼働状況、耐用の度合等について精密な検査を行うようにしなければならない。	
通知等	昭和46年10月25日環整45号(第三の10)、環整94号(3の(3))、環整95号(別表)	昭和62年11月4日環整45号(第三の11)、環整95号(別表)	長寿命化手引き(平成22年3月)、(平成27年3月改訂)
目的及び検査内容	施設の適正な維持管理にあたって、施設の稼働状況、施設の耐用の度合等を把握し、稼働の状況を常に適切に維持するために実施する。(環整45号)。	ごみ処理施設およびし尿処理施設の機能を保全するために、定期的に施設の概要、運転管理実績、設備・装置等の状況等を調査し、これらの結果と維持管理基準および設計基準とを比較して、処理負荷および処理機能を検討するとともに、設備・装置・構造類の状況を検査し、必要な改善点を指摘する(環整95号別表4)。	劣化予測・故障対策を的確に行うため、主要な設備・機器について、必要な機能診断調査手法を検討する。機能診断調査は、設備・機器毎に採用する診断技術の種類、測定項目、実施頻度等を定めたくらいで定期的の実施する(長寿命化手引き)。
検査頻度	1年に1回以上	3年に1回以上	—

(注) 環境省の資料を基に当省が作成した。

11-印西市一般廃棄物処理概要

2017年12月6日、印西市のホームページに、平成28年度印西市一般廃棄物処理概要が掲出されている。その7ページに『(8)し尿処理体系があり、し渣(収集し尿に混入しているプラスチック類や下着、雑巾、脱脂綿等の繊維類)分離後に印西クリーンセンターにて焼却処分』と掲載されている。

平成28年度第3回委員会(2016年12月3日開催)にて、「柴町に事務所を有する印西地区衛生組合の「し渣」については、事業系の可燃ごみで受け入れています。平成28年度印西地区ごみ処理実施計画では、事業系一般廃棄物として、印西クリーンセンターで焼却処理する「燃やすごみ」に該当します。」との回答があり、質疑で、「[乙委員]1年間にどのくらい搬入されて焼却しますか。[甲委員]衛生組合が直接搬入しているものではなく、収集運搬許可業者が回収する事業系可燃ごみに混ざって搬入されますので、組合では把握していません。」があった。(無責任な回答だ)

(1)事業系一般廃棄物に「し渣」を含むということは過去に提示・協議・了承されたのであろうか?

平成30年度印西地区ごみ処理実施計画に記載すべきではないか?

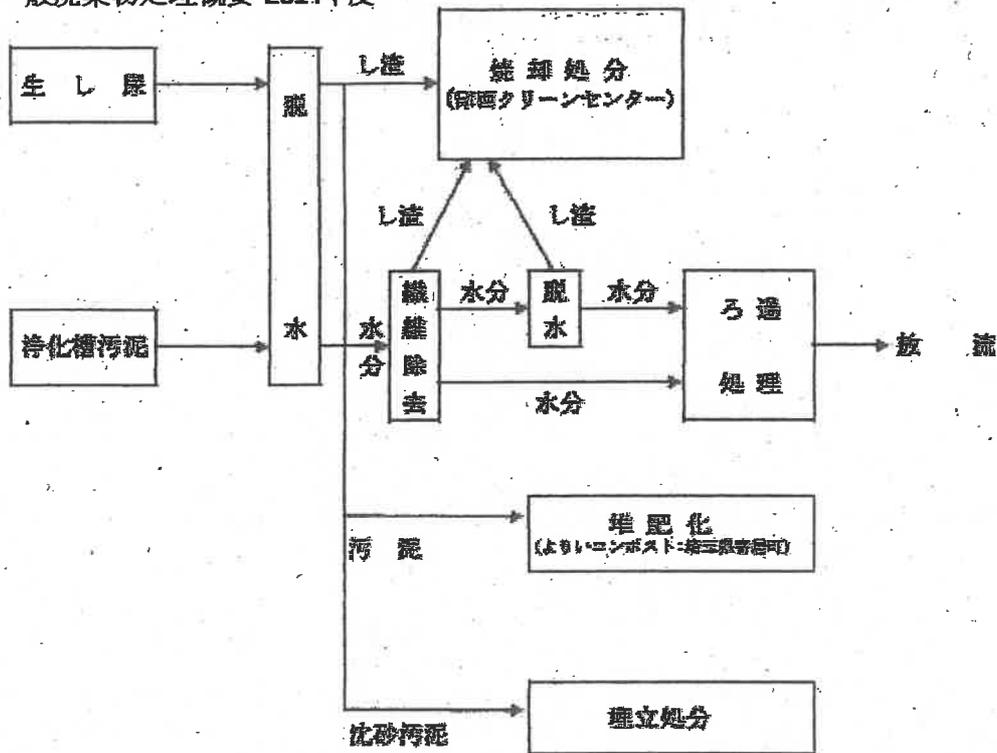
(2)平成30年度 印西地区衛生組合 一般廃棄物処理計画書では、2ページに(3)汚泥等処分先に計画量10.8トンと記載されている。印西地区環境整備事業組合として既知で計画等に含まれているのか?

(3)汚泥等処分先

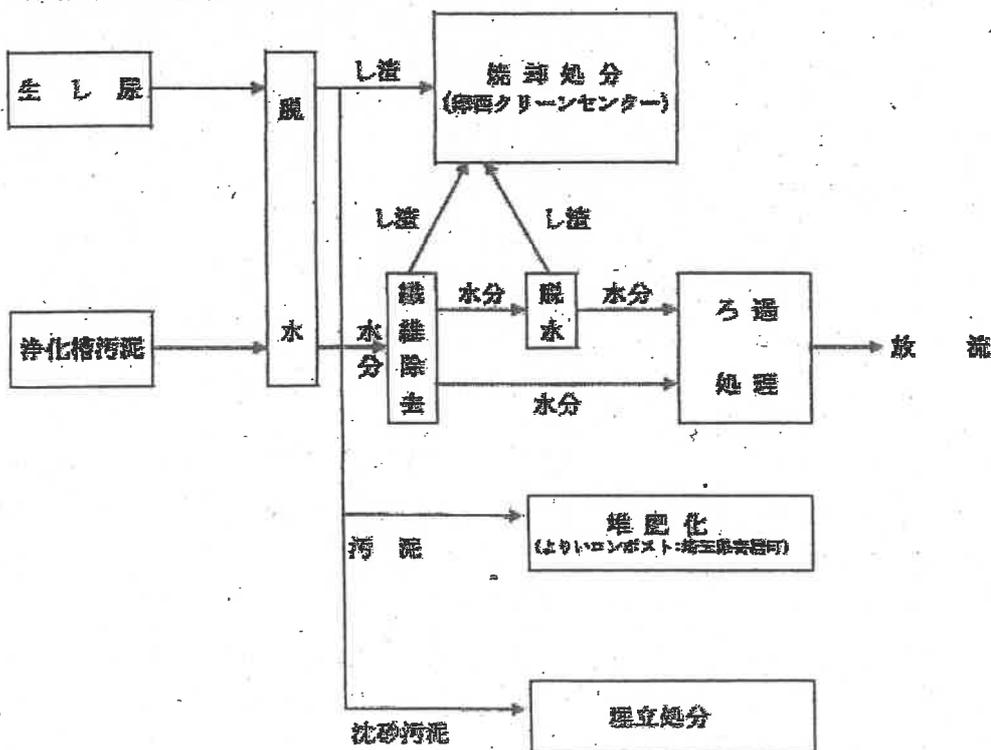
	処分先及び所在地	計画量	処分方法
し渣	印西地区環境整備事業組合	10.8t	焼却
	千葉県印西市大塚一丁目1番地1		

(3) 印西市一般廃棄物処理概要-2016年度では、処理工程が変更され、不明な記載があり、変更の影響はいかなるものかが不明なまま、焼却しているはかがななものか。

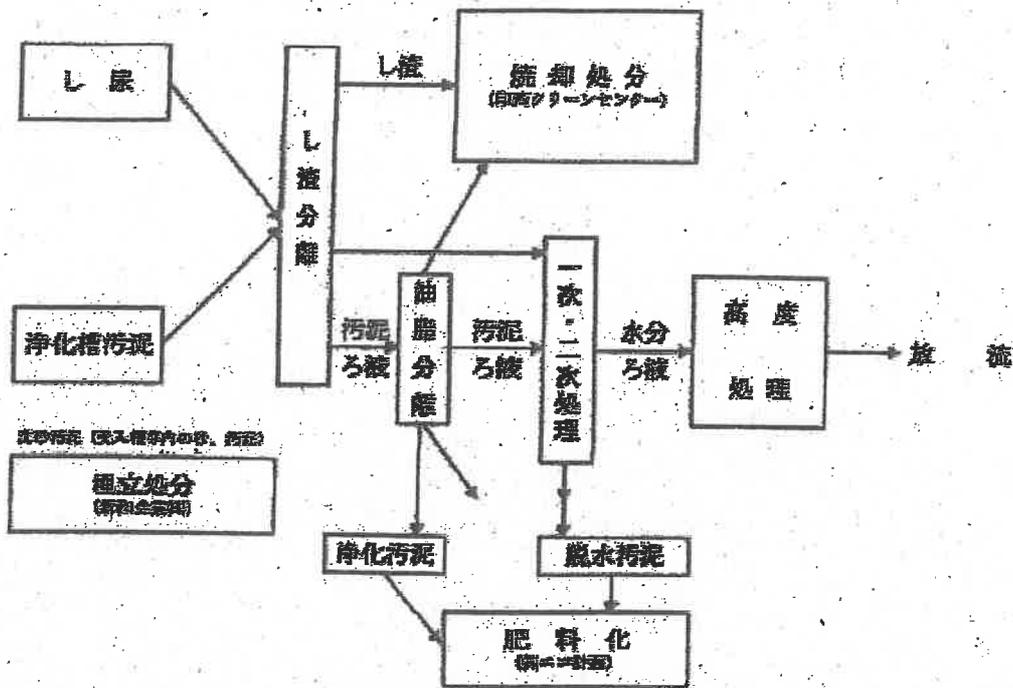
一般廃棄物処理概要-2014年度



一般廃棄物処理概要-2015年度



一般廃棄物処理概要-2016年度



12-エポキシ系接着剤等で劇物に指定された製品の混入の可能性への対応の件

「毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）（厚生労働省医薬・生活衛生局長、薬生発 0629 第 1 号 平成 30 年 6 月 29 日）」は「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 197 号。以下「改正政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 79 号。以下「改正省令」という。）が平成 30 年 6 月 29 日に公布されたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。（以下省略）」とあり、規制対象物質が列記されている。具体的には、株式会社 MonotaRO、アスグル株式会社（LOHACO）、ハンツマン・ジャパン株式会社、Devcon（デブコン）/株式会社 ITW パフォーマンスポリマーズ&フルイズ ジャパン）、サンハヤト株式会社、株式会社共和電業、株式会社共立理化学研究所、アイリス株式会社、一般社団法人日本消火装置工業会、能見防災株式会社、田島ルーフィング株式会社、日本ペイントグループで取り扱った製品で、これまで薬品として管理されていなかった製品の一部が毒物・劇物に該当することになるので保管や排出（廃棄）で注意が必要となる。受け入れや処理担当として相当の注意や対応が必要と思われるがどのように対応するのか？

13-平成 30 年度第 1 回環境委員会会議録の添付資料の件

平成 30 年度第 1 回環境委員会会議録の添付資料で議題(4)【次期中間処理施設整備事業の進捗状況について】という部分があるが、これは会議録にどのようにかかわるのか？（甲委員「確認して報告させていただきます。」への確認結果ということか？）

14-操業報告の「ND は定量下限値未満を示しています。」の表記の件

平成 30 年度第 2 回環境委員会の操業報告の(1)表-2)、(2)表-4)、(3)表-6)、(4)表-8 に「ND は定量下限値未満を示しています。」という部分があるが、ND の記載が一切ないのはいかなる理由か？（ND を不検出として代用していないか？）

15-操業報告の表-2)の表記の件

平成30年度第2回環境委員会の操業報告の(1)表-2)の水銀(Hg)で粒子状の備考【測定方法】でJIS K-0096 準拠とあるが、K-0096は廃止されたJIS(排ガス中のクロム及びマンガンの分析方法で、廃止は1997年8月20日)であり、誤りと推定される。

水銀大気排出規制に係る水銀測定法等に関する説明会(平成30年2月に全国3箇所で開催)資料の「新たな水銀大気排出規制～運用・制度面の留意事項とよくあるご質問～」(new_paper1.pdf)と「排出ガス中の水銀測定～水銀測定の留意事項とよくあるご質問～」(new_paper2.pdf)に記載している内容と精査し、結果を報告されたい。(特に測定方法、サンプリング方法、ブランク、定量下限値など)

16-操業報告の表-5)の表記の件

平成30年度第2回環境委員会の操業報告の(1)表-5)の(2)煙突・臭突出口の目標値の記載がないけれど、500では?

17-操業報告の表-8)の表記の件

平成30年度第2回環境委員会の操業報告の表-8)の定量下限値と測定日:H30.7.12の間に罫線が必要では?

18-操業報告の表-1)の表記の件

平成30年度第2回環境委員会の操業報告の「表-1平成30年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操」とあり、意味不明である。エクセルで表示が切れていると思われるので確認されたい。また、他の表示では表-1の後に「1)」があるが、ここにはないのはいかなる理由か?

○自治会側からの質問事項に対する回答書

質問事項	回答
<p>1. 環境省の指定廃棄物の指定解除のルールについて</p> <p>1. 指定廃棄物の指定解除ルールに伴う方針等について 環境省は指定廃棄物の指定解除のルールを定めた。「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016年04月28日）千葉県内では指定廃棄物を保管する十市（柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市、平成28年7月22日現在）のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定を実施、指定廃棄物の指定解除の通知書の交付を受けた。</p> <p>(1) その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。</p> <p>(2) 2018年1月12日、環境大臣に対して松戸市長、柏市長、流山市長、我孫子市長、印西市長の連名で要望書を提出したが、進捗はあったか。</p> <p>(3) 指定解除に向けて測定を行うことは予定されているか。</p> <p>(1)～(3)について、その後状況の変化はあったか。</p> <p>(4) 入れ替えの件は、今年度検討を行うのか。</p>	<p>(1) 前回の環境委員会(6/23開催)以降で、当組合、印西市に対しての協議の申し入れはありません。過去に回答したかも知れませんが、指定解除を行う場合は保管者側から実施するもので、国のルールに変更がない限り、環境省から解除に向けての指示はありません。</p> <p>(2) 前回の環境委員会(6/23開催)以降で、要望書に対しての回答や協議の申し入れはありません。印西市から聞いております。</p> <p>(3) 上記の回答と同様で、指定解除の手続きを実施する考えは無いことから、その諸条件である測定作業も実施することはありません。現在国が千葉市と交渉中である一箇所での保管場所の用途がつかずまでは、同様な状況が続くものと思われれます。</p> <p>(4) 去る6/1に指定廃棄物の保管状況に関し、環境省の立入調査があり、当該容器の劣化に対する懸念が示されたので、今後は安全を確保できるよう環境省と協議をして行きたいと考えております。</p>

<p>2. 水銀対策の必要性 水銀自動計測器の採用しないことは組合としての決定か。</p>	<p>環境省の指定する測定方法に従い、手分析により測定します。</p>
<p>3. 排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法 協定書等に関する調査の進捗状況は。</p>	<p>環境測定業務を生業としている業者からの情報やインターネットを検索したところ、関東近県約40の工場では基準と同数値である50μg/Nm³が多数をしめるという結果でした。今後はこの国が決めた基準値を前提に協定値を定められるよう住民側代表と詰めていきたいと考えています。</p> <p>なお、自主的に規制値を定めることも重要ですが、焼却施設に水銀含有物(電池、蛍光管、体温計、血圧計)の混入を防ぐ対策として分別のPRやごみの検査等が挙げられますが、何分、可燃ごみを全て調査することは不可能であります。</p> <p>環境委員の皆様は各自治会の代表として参加していることから、このような規制を遵守する対策(有害ごみの分別)を近隣の自治会住民にPRしていただけないでしょうか。市の広報やHPを媒体とした広報活動も必要と思いますが、人から人へ伝わる口コミの効果もかなり高いと思われましますので、是非、宣伝していただけるとありがたいです。</p>
<p>4. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録 HPの公開について。 水銀の公開について。</p>	<p>前回の環境委員会でも回答していますが、HP上の「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録」は、スペースの制約があることから、焼却日数のみを記載しています。なお、焼却日については、記載の方法を検討しています。</p> <p>また、水銀についてはHP上の「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録(排ガス)」及び「環境委員会だより」に記載します。</p>

	<p>まいります。</p> <p>前回の環境委員会でも回答していますが、機能検査は施設稼働の状況に常に適切に保持するために実施するもので、日常の現場点検と毎年実施している定期点検補修時に行っています。また、精密機能検査は今年度実施します。</p>
<p>10.機能検査と精密機能検査の実施状況について</p> <p>11印西市一般廃棄物処理概要について 印西地区衛生組合のし渣処分について、当組合の平成30年度印西地区ごみ処理実施計画に掲載すべきではないか。 本年度印西地区衛生組合一般廃棄物処理計画し渣 10.8tの処分が記載されているが、当組合の実施計画に含まれているか。 印西市一般廃棄物処理概要(H28年度)では処理工程が変更されているが影響はあるか。</p>	<p>(1)平成 28 年度第 3 回時の回答と同様となっておりますが、印西地区ごみ処理実施計画上では、事業系一般廃棄物可燃ごみ12, 515tの処理を予定しており、個々の事業所からの搬入量は記載してません。上記 12,515t の一部と捉えて下さい。</p> <p>(2)し渣の搬入は、衛生組合自らが行うのではなく、栄町の委託業者が搬入していることは既知であります。計画量 10.8t は上記(1)同様、12,515t に含まれます。ごみ処理実施計画では実績等の数値を勘案して算定しており事業者毎の搬入量までは求めていません。</p> <p>(3) し渣と汚泥を分離する機械を変更した為、必然的に処理工程のフロー図も変更となりました(従来は脱水処理のみ)。より高度な処理工程に変更されたと思われまので、焼却処分に悪影響はないものと思われまます。また、し渣の搬入は年々減少している旨は衛生組合より、聞いています。</p>
<p>12エキボキシ系接着剤等で劇物に指定された製品の混入の可能性への対応は、</p>	<p>規制対象物質を見ても、いわゆる接着剤から特定の業者のみが使用するであろうという製品が列挙され、市場への流通頻度が千差万別と思われる。当グリーンセンターの事業系廃棄物に関しては、紙布類、枝葉、樹木、従業員が飲食した瓶、缶に限定しており、当該劇物の搬入は無いものと思われるが、家庭系の廃棄物に関しては、受入れ基準が事業系に比較して広範囲になることから、混入される可能性は高いと思われる。但し水銀同様、混入を防ぐ対策として分別の PR やごみの検査等が挙げられますが、何分、可燃ごみを全て調査することは不可能であります。</p> <p>環境委員の皆様は各自治会の代表として参加していることから、このような規制を遵守する対策(劇物に指定された製品の取扱)を近隣の自治会住民に PR</p>

<p>5. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録(排ガス)が更新されない理由は 維持管理に関する記録が3年分しかないのは。</p>	<p>一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録(排ガス)は事務局にて更新しています。 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条に「当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとす。」とありますので、これに沿って3年を経過して記載しています。 このことについて、県にも確認しましたが違法でないとの回答でした。</p>
<p>6. 平成30年度印西地区ごみ処理実施計画 HP掲載が遅れた理由は。</p>	<p>組合では、これまでも情報提供に努めてまいりましたが、多角的な視点から、今一度、情報提供について検討する必要があると考えております。 情報提供は、住民の理解を促進することや透明性を向上させることなど様々でございますが、住民が必要とする情報をできるだけ容易に入手できる状態にしておくことが重要で、提供する情報は、一刻も早く提供すべきもの、十分な精査が必要なもの、そのまま提供できるもの等様々でございます。情報が発生した後速やかに提供するものと理解しておりますが、一定の事務処理を経て作成する必要がある場合がございます。</p>
<p>7. 工事完了と引渡し性能試験結果の件 HP掲載が遅れた理由は。 排ガスの基準値が環境委員会の協定値と異なる理由は。</p>	<p>また、現行の行政運営は、住民とともに地域課題に取り組み、解決していくことが求められておりますが、正に、この環境委員会は、本クリーセンターを取り巻く環境において、組合と地域住民である委員の皆様との双方向の情報交流により、ごみ処理事業に対する理解の促進や課題等の解決が図られているもので、非常に重要なものとなっております。 今回のホームページの掲載の遅れにつきましては、職員の各事務事業の遂行に当たり、事務引継ぎやスケジュール管理が円滑に行えていなかったことや、情報提供に対する認識不足が要因と考えております。 今後は、徹底した事務引継ぎやスケジュール管理と併せて、職員が情報提供の役割、情報提供の重要性、提供方法等を再確認し、提供次期、提供方法等を工夫してまいりますので、ご理解下さるようお願い申し上げます。</p>
<p>8. 環境委員会だよりの掲出が遅れている理由</p>	
<p>9. 操業報告などの資料の配布遅延の理由</p>	
<p>(7. 排ガスの基準値が環境委員会の協定値と異なる理由は。)</p>	<p>排ガスの基準値は基幹改良工事実施設計仕様書の数値になりますので、協定値と異なります。また、協定値の変更については、住民側代表者と協議して</p>

	<p>していただけないでしょうか。市の広報やHPを媒体とした広報活動も必要と思 いますが、人から人へ伝わる口コミの効果もかなり高いと思われれますので、是 非、宣伝していただけたらありがたいです。</p>
<p>13平成30年度第1回環境委員会会議録の添付資料の件</p>	<p>前回の環境委員会で、平成29年度に次期中間処理施設基本計画の追加 策定を実施した経緯のご質問が有り、会議録資料に添付し、回答したもので す。</p>
<p>14操業報告の「NDは定量下限値未満を示しています。」の標記の件</p>	<p>ご指摘のとおり、表-2①排出ガス測定「不検出」の記載は誤りでした。 正しくは「ND」となりますので、訂正します。</p>
<p>15操業報告の表2の標記の件 水銀で粒子状の測定方法 JIS K-0096 準拠は誤りと推定される。</p>	<p>ご指摘のとおり「JIS K-0096 準拠」は誤りでした。 正しくは「JIS Z-8808 準拠」で行っていただきますので、訂正します。</p>
<p>16操業報告の表5の標記の件</p>	<p>ご指摘のとおり、表-5臭気濃度測定(調査測定) (2)臭突出口の目標値の 記載が抜けておりました。目標値は「500」となりますので、訂正します。</p>
<p>17操業報告の表8の標記の件</p>	<p>ご指摘のとおり、表-8 排ガス中の重金属測定(調査測定)表中「定量下限 値」下段の罫線が記載されていませんでした。訂正します。</p>
<p>18操業報告の表1の標記の件</p>	<p>ご指摘のとおり、表-1)の表題が誤記載でした。報告事項-1)及び平成30 年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況」と訂正します。</p>